

## 子どものオンラインゲーム 無断課金に注意

**【事例1】**小学生が親のスマートフォンでオンラインゲームの有料アイテムを次々と購入していた。

**【事例2】**中学生がタブレットを家のWi-Fiに接続してライブ配信アプリの投げ銭をしていた。

**【アドバイス】**事例のような相談が多数寄せられています。民法では未成年者が親の同意を得ずに契約した場合、契約を取り消すことができます。しかし、親のアカウントでログインしたときや正しい年齢で認証していないときは、契約を取り消すことができないことがあります。家族でゲームの課金の仕組みを確認したり、ルールを決めたりしましょう。子どもに端末を渡すときは、次の点に注意してください。

▷親のアカウントにログインした状態の端末

や以前使っていた古い端末を子どもに渡さない＝クレジットカードや課金などの決済情報がひもづけられている可能性があります。保護者のアカウントはログオフしましょう。

▷子ども専用の端末を渡す場合はペアレンタルコントロール機能を活用する＝アプリのダウンロードや課金は承認制に設定しておく安心です。

▷決済完了メールやクレジットカード、携帯電話料金の明細を日頃から確認する＝こまめにチェックすることで無断課金などに早めに気付くことができます。

**【問】**消費生活センター（市役所大和庁舎1階 商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎76・1004）



柳川・みやま  
消費生活センター  
☎0944-76-1004

柳川市マスコットキャラクター  
こっぴりー

みやま市マスコットキャラクター  
くすっぴー

これで防ごう！

# 悪質商法

玄関に鍵  
扉ごしに対応を！

いらないときは  
はっきり  
いりません

二セ電話も  
しつこい電話も  
留守番電話

契約内容や  
条件をしっかり  
確認

うまい話に  
のらない

大丈夫かな？しまった！そんな時は…  
**一人で悩まず相談を！**

柳川・みやま  
消費生活センター ☎0944-76-1004